

改正後	改正前	
<p>(業務の範囲)</p> <p>第15条 確認検査の業務を行う範囲は、法第6条の2に規定する建築物（法第87条で準用する場合を含む）、法第87条の2で準用する建築設備、小荷物専用昇降機及び法第88条で準用する工作物（以下「建築物等」という。）に係る確認、同第7条の4及び第7条の2に規定する検査、並びに法第7条の6に規定する仮使用の認定とする。（福岡県と佐賀県の鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町以外は申請（仮使用の認定の場合は申請に係る建築物等の計画に係る確認）に係る申請部分の延べ面積 <u>（一連の建築物等の工事を複数の確認申請に分けて継続して行う場合又は別敷地であって一連の事業で建築物相互に密接な関連性がある場合はそれらの申請部分の延べ面積の合計）</u> が500㎡を超える建築物等に限る。<u>ただし、同一敷地内において九州住宅保証が過去に確認を行ったことがある場合はこの限りではない。</u></p> <p>2 建築設備、小荷物専用昇降機及び工作物 <u>（以下「建築設備等」という。）</u> については、<u>九州住宅保証へ申請を行う新築及び増築の建築物に付随したもので、建築物と</u>同時期かつ同一敷地内に設置、築造されるものに限るものとする。<u>ただし、九州住宅保証が過去に確認を行った建築設備等でその更新の申請についてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>(業務の範囲)</p> <p>第15条 確認検査の業務を行う範囲は、法第6条の2に規定する建築物（法第87条で準用する場合を含む）、法第87条の2で準用する建築設備、小荷物専用昇降機及び法第88条で準用する工作物（以下「建築物等」という。）に係る確認、同第7条の4及び第7条の2に規定する検査、並びに法第7条の6に規定する仮使用の認定とする。（ただし、福岡県と佐賀県の鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町以外は申請（仮使用の認定の場合は申請に係る建築物等の計画に係る確認）に係る申請部分の延べ面積が500㎡を超える建築物等に限る。）</p> <p>2 建築設備、小荷物専用昇降機及び工作物については、前項の規定に関わらず新築及び増築の建築物と同時期かつ同一敷地内に設置、築造されるものに限るものとする。（九州住宅保証へ確認の申請を行う建築物に付随したものに限り。）</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	

## 業務規程（業務範囲）の見直しについて

福岡県と佐賀県の一部を除く以外の地域は申請部分の延べ面積が500㎡超の建築物に限定しているところ、一定の条件に該当する申請についてはその制限を適用しないこととします。あわせて過去に確認した建築設備等の更新の単独申請を確認可能とします。

### 一定の条件とは

- 同一敷地で ①過去に弊社が建築確認を行なった実績がある場合  
 ②一連の建築工事を複数の確認申請に分けて継続して行なう場合  
 別敷地で ③一連の事業で建築物相互に密接な関連性等がある場合

### 【想定されるケースのイメージ図】

※網掛けの500㎡以下について確認可

		過去に 確認した実績有り	今後の計画		確認 の可否
①	同一敷地	500㎡超	500㎡以下		○
		なし	500㎡超	+ 500㎡以下	○
②	同一敷地	なし	500㎡以下	+ 500㎡超	○
		なし	[各申請の合計の延べ面積が500㎡超に限る] 500㎡以下 + 500㎡以下 + 500㎡以下		○
		なし	500㎡以下	+ 500㎡以下	×
③	別敷地	なし	500㎡超	+ 500㎡以下	○
		なし	[各申請の合計の延べ面積が500㎡超に限る] 500㎡以下 + 500㎡以下		○

### (定義)

#### ※一連の建築工事

同一敷地内で複数の建築工事を連続して行なう場合で、予めその全体の実施スケジュールが明確に組み立てられているもの。

- 【例】 ・建物を使用しながら既存建築物の全部又は一部を更新する工事で、一部解体や増改築等を順次連続して計画的に行う建築工事

#### ※一連の事業

別敷地であるが相互の建築計画が機能的に密接に関連しているもの、または事業として不離一体の関係にあるもので、いずれも建築工事が並行的又は連続的に進められるもの。

- 【例】 ・道路を挟んだ敷地で機能的に一体利用されるそれぞれの建築工事  
 ・マンションのモデルルームの建築工事